

検査・調査等業務従事者の身分確認に関する調査

平成17年12月
総務省行政評価局



顔写真の表記の必要性(1)

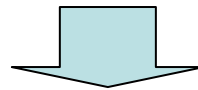
顔写真は、身分証を携帯、提示する者と実際に調査する者との同一性を確認する上で重要な要素。

○ 国等が行う立入検査

- ・各府省とも立入検査の際に顔写真を示すことは必要と認識。
- ・立入検査の身分証に顔写真を表記しているのは54%。
- ・立入検査の身分証に表記しなくとも、それに併せて顔写真付きの職員証^(注)を提示すれば、同一性を確認できるとの意見あり。

(注) 職員証とは、各府省に所属する職員であることを証明するもの

- ・職務執行に際し、職員証を携帯、提示することを義務付けているのは国税庁のみ。



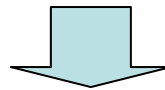
①立入検査の身分証に顔写真を表記するか、又は、②顔写真の表記していない立入検査の身分証について、これに併せて顔写真付きの職員証を提示することを訓令等で義務付けるか、いずれかの措置を講じる必要があると考えるかどうか。

なお、上記①又は②のいずれの措置を講ずるかは、各府省が、検査の実施方法、対象、頻度等の実態を踏まえ判断することによいと考えるかどうか。

顔写真の表記の必要性(2)

○ 統計調査

- ・ 統計調査員が多数の場合、顔写真を表記することは、それに要する時間と労力の関係から事実上困難との意見あり。
- ・ 統計調査員は、非常勤の公務員であるものの、いわゆる職員証は携帯していないことから、身分を示すものは調査員の身分証のみ。
- ・ 総務省統計局において、現在、統計業務システム最適化計画を策定しており、顔写真付き身分証を作成できるようにすることも視野に検討されている状況。



広く国民を調査対象とする統計調査における調査員の身分証には、必ず顔写真を表記すべきと考えるがどうか。

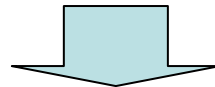
生年月日の表記の必要性

生年月日は、氏名と相まって本人の同一性を確認する上で重要な要素であることから表記すべきではないかとの意見あり（表記率 立入検査63% 統計調査3%）。

なお、表記率の低い統計調査においては、調査員から個人情報であり表記してほしくないとの意見あり。

（参考）

- 各府省が発行する職員証には、生年月日が表記
- 統計調査員は非常勤公務員
- 都道府県において、従来、生年月日を表記していたものを、調査員の要望により表記しないこととした例あり



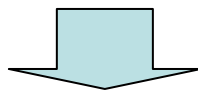
生年月日は、必要的表記事項と考えるかどうか。

民生委員・児童委員の身分証作成の要否

民生委員・児童委員の職務は、公権力を行使できる権限を有していないため、国では身分証を作成しておらず、身分を示すものとしてき章を交付。

国は、身分証の作成は都道府県の判断に委ねているのが実情（都道府県で発行している例あり）

民生委員・児童委員から、職務遂行上、身分証の発行を希望する意見あり。



国は、都道府県に対して、民生委員・児童委員の身分証の様式を示し、これを作成するよう助言すべきと考えるがどうか。